

香芝市告示第137号

香芝市クビアカツヤカミキリ防除用品の配布に関する要綱を次のように定める。

令和8年6月19日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市クビアカツヤカミキリ防除用品の配布に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる樹木への被害の拡大を防止することを目的として、予算の範囲内で土地の所有者等に防除用品を配付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クビアカツヤカミキリ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1のクビアカツヤカミキリをいう。
- (2) 防除用品 クビアカツヤカミキリの防除に使用する農薬として、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第9項の規定により農林水産大臣の登録を受けたものをいう。
- (3) 被害樹木 クビアカツヤカミキリの被害を受けている香芝市内の樹木（他のクビアカツヤカミキリの被害に係る国、奈良県等の補助の対象となる物を除く。）をいう。
- (4) フラス クビアカツヤカミキリの幼虫が排出するふん及び木くずが混ざったものをいう。

(対象者)

第3条 防除用品の配布の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被害樹木が存在する土地（以下「土地」という。）の所有者
- (2) 土地の所有者から防除用品の配布の申込み、受領及び使用の報告について委任された者
- (3) その他市長が必要と認める者

(申込み)

第4条 防除用品の配布を受けようとする者は、香芝市クビアカツヤカミキリ防除用品配布申込書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、毎年度10月31日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和

23年法律第178号)に規定する休日(以下この条において「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)までに市長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類について、土地の所有者の同意を得て公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 被害樹木の全体及びフラスの排出の状況が確認できる写真

(2) 土地の所有者が確認できる書類

(3) 前条第2号に掲げる者にあつては、土地の所有者の委任状(第2号様式)

(防除用品の配布)

第5条 市長は、前条の規定により申込みがあつたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、防除用品を無償で配布するものとする。

2 前項の規定により配布する防除用品の数は、被害樹木3本当たり1本(被害樹木が3本未満の場合にあつては、1本)とする。

(遵守事項)

第6条 前条第1項の規定により防除用品の配布を受けた者(次条及び第8条第2号において「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 配布を受けた防除用品を被害樹木以外に使用しないこと。

(2) 配布を受けた防除用品を第三者に転売し、転貸し、又は譲渡しないこと。

(3) 配布を受けた防除用品を農薬取締法その他関係法令等の規定に従い、安全かつ適正に使用すること。

(使用報告)

第7条 使用者は、第5条第1項の規定により配布を受けた日から起算して60日以内に、香芝市クビアカツヤカミキリ防除用品使用報告書(第3号様式)に、防除用品の使用後の被害樹木の全体及びフラスの排出の状況が確認できる写真を添付して、市長に報告しなければならない。

(防除用品等の返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に配布した防除用品(既に防除用品を使用している場合にあつては、その相当額)の返還を求めることができるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により防除用品の配布を受けた者があつたとき。

(2) 使用者が第6条各号に掲げる事項に違反したとき。

(免責事項)

第9条 市は、防除用品の使用によって生じた損害、苦情等について、一切の

責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、防除用品の配布に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

香芝市クビアカツヤカミキリ防除用品配布申込書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電 話 番 号

防除用品の配布を受けたいので、香芝市クビアカツヤカミキリ防除用品の配布に関する要綱（以下「要綱」という。）第 4 条の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たり、要綱第 6 条の規定を遵守することを誓約します。

被害樹木の場所	香芝市
被害樹木の 種類及び本数	☐ サクラ 本 ☐ ウメ 本 ☐ モモ 本 ☐ その他（ ） 本
配布を希望する 防除用品の数	
被害状況	

同意欄（次の事項に同意するときは、チェックを入れてください。）

☐ 市が被害樹木の存在する土地の所有者を公簿等により調査すること。
--

備考

- 1 配布する防除用品の数は、被害樹木 3 本当たり 1 本（被害樹木が 3 本未満の場合にあつては、1 本）とする。
- 2 被害状況欄には、被害樹木の幹周及びフラスの排出の状況について記入してください。

添付書類

- ☐被害樹木の全体及びフラスの排出の状況が確認できる写真
- ☐土地の所有者が確認できる書類（上記の同意欄に記載された事項に同意する場合で、市が関係公簿等により土地の所有者を確認できる場合は、不要）
- ☐土地の所有者から委任された方が申し込む場合にあっては、土地の所有者の委任状（第 2 号様式）

第2号様式（第4条関係）

委任状

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電 話 番 号

私は、次の者を代理人と定め、次の事項に係る一切の権限を委任します。

1 受任者

(1) 住所

(2) 氏名

2 委任事項

- (1) 香芝市クビアカツヤカミキリ防除用品（以下「防除用品」という。）の配布の申込みに関すること。
- (2) 防除用品の受領に関すること。
- (3) 防除用品の使用の報告に関すること。

同意欄（次の事項に同意するときは、チェックを入れてください。）

☐ 市が被害樹木の存在する土地の所有者を公簿等により調査すること。
--

第3号様式（第7条関係）

香芝市クビアカツヤカミキリ防除用品使用報告書

年 月 日

香芝市長

住所

氏 名

電話番号

年 月 日付けで配付の申込みをした防除用品について、次のとおり使用しましたので、香芝市クビアカツヤカミキリ防除用品の配布に関する要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

防除用品を使用した場所	香芝市
防除用品を使用した被害樹木の種類及び本数	□サクラ 本 □ウメ 本 □モモ 本 □その他（ ） 本
使用した防除用品の数	
防除用品の使用後の被害樹木の状況	

備考

- 1 防除用品の配布を受けた日から起算して60日以内に報告してください。
- 2 防除用品の使用後の被害樹木の状況欄には、被害樹木の幹周及びフラスの排出の状況について記入してください。

添付書類

□防除用品の使用後の被害樹木の全体及びフラスの排出の状況が確認できる写真